

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)

〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1

TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

29 96/9/15

¥100

「この電子メールを出し終えたらすぐに私は、西44番街にある素敵な小さな店でスシとサケでお祝いしようと思う。お祝い、それは核実験禁止のためにこんなにも一生懸命、こんなにも長い間、こんなにもさまざまな方法で、がんばってきたみんな一人ひとりが、自分の好きなものをグラスについて、自分自身に乾杯する、そのためのお祝いであり、そうなることを願っている。

できた条約は私たちが書いたような条約ではないし、私たちの多くは核軍縮への言及が弱いことや発効に関する議論があんなにも混乱したことに怒っている。しかしこの条約は、破ったり無視するのが難しいような核実験禁止の規範を生み出すであろう。この条約は、私たちが核兵器の廃棄に向かって次の段階に向かうことを可能にする。」(9月10日夜、ニューヨーク、レベッカ・ジョンソン) ㉞

国連総会、CTBTを採択

核軍縮へ次の扉が開かれた

廃絶へのトータル・プランに向かおう

9月10日午後4時、ニューヨークの第50国連総会の特別会議で、包括的核実験禁止条約(CTBT)が圧倒的多数の賛成で採択された。採択された条約案は、ジュネーブ軍縮会議(CD)核実験禁止小委員会の現議長であるラマカー氏(オランダ)の名をとってラマカー案と呼ばれるものである。CDは2年半の交渉の後、大方の合意を得てラマカー案を産み落としたが、インドなどの反対で「全会一致方式」のCDでは合意できなかった。

オーストラリアが中心となって、1. 条約の採択、2. 国連事務総長への調印受付付託、3. 各国への署名・批准要請、4. 国連総長の第52国連総会(97年9月)での署名・批准状況の報告要請、を内容とする決議案(A/50/L.78)が提案され、127カ国(土壇場にアンゴラが加わった)が共同提案国となった。この段階ですでに国連加盟185カ国の69%が賛同していたことになる。

投票結果は次の通りであった。

賛成: 158

反対: 3(インド、ブータン、リビア)

棄権: 5(タンザニア、キューバ、シリア、レバノン、モーリシャス)

欠席: 19(極度の分担金滞納で投票権のない国などを含む)

賛成は国連加盟国の85%、投票参加国の実に95%にあたる。もちろんこれらの賛成国が実際に条約に署名するとは限らない。すでにパキスタンは、賛成投票はするが、インドが調印しなければ調印しないと、表明している。

3ページ下段へつづく →◆

国際法違反の兵器に頼るのは国際法違反

「核の傘」政策の中止を求めるハガキ運動

国際司法裁判所の「核兵器は原則的に国際法違反」とする判断は、ゆっくりと国際世論の底流を変えつつある。「核戦争防止反核医師の会(IPPNW)」や「国際平和ビューロー(IPB)」は、各国政府に対して、この勧告的意見にもとづく政策変更を求めている。日本政府にも手紙がとどいた。

彼らは、「現在の核戦略を継続することは、刑事国際法に違反する行為であり、ニュルンベルグ原則によりそれにかかわった個人も有責であることを意味している」と述べている。

米軍の核戦略に基づいて、その核の

傘のもとに日本の安全保障を築いている日本政府の政策は、緊急に改められるべきである。

平和資料協同組合では、日本政府に「核の傘」政策の変更を求めるハガキを作成した。これを活用して政策変更を求める運動を提案している。

見本のハガキを本誌に挿入した。追加注文ご希望の方は、事務所まで。

5枚: 200円(送料とも)

10枚: 300円(送料とも)

50枚: 1000円(送料とも)

100枚: 1800円(送料とも)

核廃絶へのタイム・テーブル

非同盟28カ国が国連軍縮会議に提案

【解説】小川岩雄

ジュネーブの国連軍縮会議(CD)で、インドの代表がCTBT(包括的核実験禁止条約)議長案の採択を阻止してまで強硬に主張した論点の1つは、条約の前文で時間的期限をつけた核兵器の廃絶を公約せよとの要求であった。

この要求は核兵器国の強い反対で結局容れられなかったが、仮に採択の阻止は行き過ぎであったとしても、その主旨自体は冷戦終結後急速にわき起こった「脱核兵器」の国際的潮流の中で、きわめて時宜に合ったものであったといえ

よう。

その中で8月2日、メキシコなど非同盟28カ国は、2020年までにすべての核兵器を廃絶する行動計画を作成し、8日にCDに提出した。以下にその全文を訳出する。

この種の行動計画は、数年前から例えば「核兵器のない世界(Nuclear-Weapon-Free World, NFWF)」をめざすパグウォッシュ会議を始め、マクナマラ元米国防長官らをメンバーとする米国のシンクタンクの一つスチムソン・センター、

昨年5月NPT(核不拡散条約)の再検討延長会議の最終日に発表された「決定」文書、先般オーストラリア政府の提唱で発足したキャンベラ委員会、など、さまざまな場所で検討が進められており、日本でも最近(8.26)朝日新聞が社説で独自の案を提唱して注目された。

しかし今回のように実際にタイム・テーブルの形で示された詳細な提案はまだ少なく、とくにCDという公式の国際機関で多数の非同盟諸国の合意に基づいて提案されたのはこれが初めてであり、国際世論の急速な成熟を改めて痛感させられる。各方面での深い関心と、立ち入った討論が切に望まれる。(立教大学名誉教授) ㊦

非同盟28カ国提案 (1996年8月8日、ジュネーブ軍縮会議に提出) 全訳

核兵器廃絶に向けての行動計画

はじめに

核軍縮のために有効な諸措置を講ずること、および核戦争の脅威を消滅させることに対して、国際社会は最高の優先順位を与えてきた。冷戦後の時代の到来は、国連憲章が掲げる不易(ふえき)の理念に基づく新たな国際的安全保障システムを樹立する上で、またとない機会をもたらしている。核兵器の永続的な保有を合理化する試みはすべて放棄する必要がある。安全保障という角度から見た核兵器の役割が不当とされず、現行の核戦略の教義が廃棄されない限り、核軍備競争再開の脅威と核兵器による脅迫の激化は限りなく続くであろう。

それゆえ、国際関係に見られる現在の好ましい状況が、すべての核兵器を消滅させるという目標を、単なる修辞上の目標から生きた現実に転換するために活用されるよう保証することが、私たちの義務なのである。そしてそのためには、核兵器の完全な消滅をめざす一步一步の具体的措置が何であるかを明らかにし、協議を進め、実施を達成する活発で多角的な努力を必要とする。

1996年7月8日付けで発表された核

兵器による脅迫またはその使用についての国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の特有の性格、とくにその破壊能力、すなわち空前の人間の苦痛をもたらす能力と今後数世代にわたって被害をひき起こす能力のために、これらの兵器は潜在的に破局を招きうるものとなっているとの認識を確立した。裁判所の意見によれば、

「核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも限定することができない。これらの兵器はすべての文明と、地球上の全生態系を破壊できる潜在的可能性を持っている」

のである。

国際司法裁判所は、核兵器による脅迫や核兵器の使用は、一般的には武力紛争に適用できる国際法の諸規定、とくに人道法の原理と規定に違反するであろうと結論した上で、厳格で効果的な国際管理のもとでのあらゆる分野にわたる核軍縮に導くような協議を誠実にやり、完了させる義務が、すべての国に存在する、と述べている。

1996年3月28日に軍縮会議(CD)の全体会議に提出された宣言で述べているように、21カ国グループ(G21)は、国際社会が最高の優先順位を与えている核軍縮についてのCDでの協議を一貫して求め続けてきた。たとえば199

6年3月14日には、21カ国グループがCDに対し、会議が核軍縮に関する特別委員会を設置し、国連総会決議50/70Pで要望されているように、「明確な時間的枠組みの中で核兵器を究極的に廃棄するための段階的計画について協議を開始する」決定(CD/1388)を採択するよう提案したことが思い起こされるであろう。

特別委員会で実施されるべきこの計画は、その作業の基礎として次のような諸段階と諸措置を含むのではないかと考えられる。各段階の諸措置のリストは例示的なものであって網羅的なものではなく、挙げられている順序も必ずしも優先順位を反映しているものではない。とはいうものの、核軍縮をめざすどのような計画であろうと、講ずべき諸措置やたどるべき諸段階はすべて互いに密接に結びついていることは理解していなければならない。

行動計画

第一期(1996—2000)

A. 核の脅威の軽減をめざす諸措置

■ 下記の条約についての交渉の即時かつ同時進行的開始とその早急の締結

● 核兵器の使用や使用の威嚇に対し

て非核兵器諸国の安全を保障する、多国間交渉に基づく法的拘束力のある取り決め

●核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する国際条約

●核兵器を廃絶する条約

●核兵器用分裂性物質の生産を禁止する条約

■下記の事項についての合意による核兵器の質的改良の停止

●すべての核兵器実験の中止とすべての核兵器実験場の閉鎖

●核兵器の研究・開発の禁止を含め、現在の核兵器システムの改良をめざしての新技术の使用を防止する措置

■トラテロコ、ラロトンガ、ペリндаバ、および東南アジア条約の完全な履行と、当該地域の諸国の間で自由な意志により到達した取り決めに基づくさらなる非核兵器地帯の創設

■核兵器および核兵器用物質の保有量の申告

B. 核軍縮の諸措置

■核兵器システムの作戦即応体制の解除

■ABM(弾道ミサイル迎撃)条約堅持

■大気圏外兵器システムの実験の一時的停止と禁止

■START II 条約の批准と実行

■核兵器保有量のさらなる削減(STA RT III)に関する交渉の開始と締結

■核兵器諸国が軍用から平和利用に移行させた核分裂性物質をIAEA(国際原子力機関)の保障措置下に置くこと

■すべての核兵器国による、核弾頭の生産禁止を含む、さらなる核軍縮交渉

■西暦2000年から2010年までの十年を「核軍縮の十年」と宣言するよう国連総会に勧告すること

第二期(2000—2010)

核保有量を削減し、各国相互間の信頼を増進するための諸措置

■核兵器を廃棄する条約の発効と、その順守を確保するための、次のような諸措置を含む単一の整った多国間の包括的検証システムの確立

●運搬手段からの核弾頭の分離

●国際管理の下にある安全な貯蔵所での核弾頭の保管とそれらの核弾

頭からの特定核物質の除去、および●核分裂性物質と運搬手段を含む核兵器の材料の平和目的への転用

■国際的協賛の下での、核分裂性物質、核弾頭、および運搬手段を含む各国の核兵器保有目録の作成

■核弾頭の運搬を目的とするミサイルの漸進的で均衡のとれた制限

■西暦2010年から2020年までの十年を「核兵器の全面的廃棄の十年」と宣言するよう国連総会に勧告

第三期(2010—2020)

「核兵器のない世界」の定着

■全地球的な協調的安全保障システムの基本原則と機構の採択

■すべての核兵器を廃棄する条約と、次のような措置を新たに講ずることによるその検証体制の完全な実施

●核兵器の製造にもっぱら使われてきたすべての施設の平和目的への転換

●核施設に対する保障措置の普遍的な基準に基づく適用、および

●すべての核兵器の廃棄

(訳:小川岩雄) M

◆◀ 1ページからつづく

インドの反対理由は、主に2点である。本誌27号に紹介したように、①禁止条項の弱さ、核保有国の核兵器の質的改良の禁止や核廃絶への要求の弱さ、などの欠点のため、「核保有国の特権的優位」を固定化する条約であり、自国の核オプションを残さざるをえない、という理由と、②発効条項でインドを制裁を加えても無理やり参加させようとしている、という理由である。プータンは、インドに強く従属している国であるため反対した。リビアの反対理由もインドの主張の前半に似ている。

シリア、レバノンなどの棄権はイスラエルが中東に属する国として分類されていることへの反対が主たる理由である。

キューバ、モーリシャス、タンザニアなどの棄権は、核兵器の質的改良の禁止や今後の核軍縮への約束が不十分であることなどを理由としている。

評価

今回のCTBTの採択の評価については、まずその政治的な意義を強調した

い。核軍縮、ひいては通常兵器も含む軍縮・軍備管理の努力の中で、今回のCTBTが不成立に終わっていたときの打撃は余りにも大きかったであろう。

1996年中に達成することが国際的公約となっていた核爆発実験の全面禁止さえも達成できなかったとすれば、核兵器廃絶に向かうその後の努力は、大きな空白期間を余儀なくされたはずである。

もちろん、発効しなければ何にもならないという主張はある。しかし、圧倒的多数による採択は、現在核実験をモラトリアムしている国に、再開をほぼ不可能にする国際的規範を与えたことになる。

インドが主張する核保有国の核兵器廃棄を迫る国際圧力も、CTBTの成立によっていっそうはつきりと顕在化すると予

想される。多くの国の国連総会の演説が、すでにそれを証明している。

その意味では、CTBTの成立によって、核軍縮への次の扉が開かれたと言える。

扉の向こうに何を構想するか。すでにいくつかのトータル・プランが出されている。今号に掲載した非同盟21カ国グループ(実際には28カ国提案)の「核兵器廃絶に向けての行動計画」もそのようなものの一つである。「核兵器廃棄に関するキャンベラ委員会報告」も一つである。

これらを正面から議論することが、インドなどが態度を変えざるをえない状況を作るためにも、不可欠なことであろう。(梅林宏道)(国連情報はレベッカ・ジョンソンによった。) M

サンプル採取終わる ムルロアなど仏核実験場の環境調査

8月6日、世界中から集まった科学者のグループが、フランスが核実験を行った南太平洋のムルロア環礁、ファンガタウファ環礁でのサンプル採集を終えた。

放射能汚染の現状についてのこの調査は、フランス政府によって依頼された国際原子力機関(IAEA)が組織。

フランス政府による協力をえた5週間

のサンプル採集には、5カ国と、サイバースドルフ(オーストリア)とモナコにあるIAEA自身の研究所のスタッフを含む11人の科学者が参加した。

土壌、植物、ココナツ、珊瑚、海水、魚、ラグーンの堆積物、プランクトンなどのサンプルは、現在、太平洋地域の科学者グループなどが分析している。結果は、今年末までに、ウィーンのIAEAによってまとめられ、先に行われたフランス政府自身による調査結果と比較される見込み。それによって、環礁における放射能汚染の現状の概観が示されることになる。

また、来年末までに、地質学者が、中長期的な将来の予測を行う。最終的報告は、1998年はじめに出される予定。

この調査の指針や方向性は、国際諮問委員会によって出されている。国際諮

問委員会は、10カ国からの名高い科学者によって構成されている。委員長は米国のE.ゲイル・ド・ブランク博士。委員は南太平洋フォーラム、放射線の影響に関する国連特別委員会、世界保健機関、ヨーロッパ委員会それぞれの代表によって兼任されている。国際諮問委員会自身、9月以降にフランス領ポリネシアで委員会を開く予定である。①

沖縄のこよみ

- 9月17日 首相沖縄訪問
- 9月17日 日米特別行動委員会(SACO)?
- 9月18日 日米外相会談/日米防衛首脳会談(ワシントン)

9月19日 日米安全保障協議委員会(2プラス2)(ワシントン)

9月20日 11施設(来年5月で使用期限が切れる約3000人分の土地)をめぐる公告縦覧訴訟第2回口頭弁論

9月20日 県議会招集

9月24日 日米首脳会談(ニューヨーク)

9月27日 楚辺通信所の一部用地をめぐる公告縦覧訴訟判決

9月27日 臨時国会召集?

9月下旬 国際都市形成構想策定予定

10月20日 総選挙?

11月 SACO最終報告

日誌

1996.8.21~9.5

(作成:笠本丘生)

ASEAN=東南アジア諸国連合/SPF=南太平洋諸国会議/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/NZ=ニュージーランド

- 8月21日 チェコ政府、核兵器の開発、製造、保有禁止原子力エネルギー平和利用法案に「参加の国際的協定が定められない限り」の但し書き追加決定。NATO加盟時の核兵器配備を準備。
- 8月22日 CTBTラマカー議長案の国連総会への提案、CD本会議で豪スター軍縮大使が宣言。核保有5ヶ国や日なども同調。
- 8月22日 豪ハトラー国連大使、CTBTラマカー議長案の国連総会での採決をドアマラル国連総会議長に正式に要請。
- 8月23日 インド・ゴシ軍縮大使、CTBTの国連総会での審議の際、対抗案提出の可能性について「選択肢のひとつ」と語る。
- 8月26日 インド・グジュラル外相、国会で、CTBT案国連総会上程の際にはあらゆる反対行動を取ると言明。非同盟諸国へ働きかけか。
- 8月27日 「ヒロシマ原爆展—核兵器のない世界へ—」(広島市、広島平和文化センター主催)、新潟市で開催。9月1日まで。
- 8月28日 CTBTの国連採択のための決議草案、豪州がまとめる。全加盟国に速やかな調印求める要請文も盛り込む。
- 8月28日付 科技厅、プルトニウム利用計画の抜本的見直し決定。「もんじゅ」事故でプルトニウム消費見直し不透明化が理由。

- 8月29日 インド・シャール国連大使、CTBT案の国連採択問題で「討議のための総会開会妨げぬ」と言明。調印拒否の方針は変わらず。
- 8月29日 自民党・亀井静香代議士、広島での講演で、原爆死没者慰霊碑を「目障りな碑」と発言。碑文についても「別に日本が原爆を落とした訳じゃないのに」と批判。
- 8月29日付 広島、長崎の被爆の惨禍など収めた記録写真などCD-ROMで保存する計画、東京の市民団体「平和博物館を創る会」が進行中。
- 8月30日 インド・シャール国連大使、国連でのCTBT決議案採択には3分の2以上の賛成票必要との考えを示す。国連憲章18条が根拠。
- 8月30日 CTBTの国連採択問題で豪など推進派、決議案提出を本会議開催近くまで遅らせ、可能な限りの共同提案国確保する方針固める。
- 8月30日付 都立第五福竜丸展示館、会館20周年記念に、反核訴える3枚セットのポスター製作。船や見学の女生徒など撮影。
- 8月30日 インド国民の36%が「インドの核兵器製造に賛成」。反対は26%。インド誌「India Today」同日号の世論調査。
- 8月31日 東西冷戦時代、米国が沖縄に地对地中距離弾道弾(IRBM)など配備。琉球大の我部教授が米国公文書館で極秘文書入手。「日米関係のなかの沖縄」(三一書房)で公表。
- 9月1日 北海道北広島市、正式に誕生。ゆかりの地・広島市の平和記念公園から運ばれた全国初の「平和の灯」分火。
- 9月2日 池田外相、訪日中の英リフキンド外相と定期協議。「新日英行動計画」にCTBT早期実現、KEDOへのEU参加など盛り込む。
- 9月2日 訪日中の英リフキンド外相、CTBT交渉の前途、インド抜き決着に強い危機感表明。
- 9月2日 「第五福竜丸」の元乗組員久保山志郎氏、8月12日に肝臓がんのため死去していたことが明らかに。享年65歳。
- 9月4日 ドアマラル国連総会議長、豪などの要

請に応じ、総会本会議の9日開会を決定。CTBT決議案の共同提案国、同日夜までに70ヶ国に。

- 9月4日 米ホラム軍備管理軍縮局長、国連でのCTBT決議案の共同提案国に加わると表明。
- 9月4日 米民間シンクタンクの核管理研究所とGP、プルトニウムの大量空輸可能にする容器基準改定をIAEAが実施予定と明かす。
- 9月4日 マーシャル諸島共和国で開催中のSPF首脳会議、私の対話国即時復帰を承認。
- 9月5日 国連総会でのCTBT決議案の共同提案国、同日夕までに投票権持つ加盟国の過半数85ヶ国に到達。CTBT決議案の採択確実。
- 9月5日 イスラエルも国連総会でのCTBT決議案の共同提案国に加わることを決定。豪ハトラー国連大使、フランス通信に明かす。
- 9月5日 SPF首脳会議、CTBT最終案の全面支持、共同提案国に加わる、などとする共同声明発表し閉幕。
- 9月5日 米エネルギー省、核兵器の威力高めるトリチウム生産で総合機械メーカー・バーンズ&ロー・エンタープライズ社と契約と発表。粒子加速器使用方法検討、2007年稼働目指す。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、小川岩雄(核軍縮研究会)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道